

等級格付制度の改正について

1 土木一式工事及び舗装工事における工事成績による評価の導入及び施工額による評価の見直し

事業者の現在の施工能力等をよりの確に反映したものとするため、令和7年度格付（6年秋申請）から、年間平均施工額による評価に代えて、新たに工事成績による評価を導入するとともに、1件最高施工額による評価を段階的に抑制して廃止します。

(1) 工事成績による評価の導入

項目	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
平均工事成績による評価	（なし）	- 平均工事成績^{（注1）}が65点超のとき 以下の算定式に従い加点 $\frac{(\text{成績の加重平均} - 65) \times 2}{}$ - 平均工事成績が60点～65点のとき 加減点なし - 平均工事成績が60点未満のとき 以下の算定式に従い減点 $\frac{(\text{成績の加重平均} - 60) \times 2}{}$ ※ 加重平均は、契約金額を10万円で除した数の常用対数を用います。^{（注2）}

注1：新格付の判定基準日（前年度の10月31日）から判定基準日の翌月の6年7月前の初日までの間に完成した工事を基に算定。

注2：常用対数（底を10とする対数）を用いた加重平均の方法（A工事とB工事の場合）

$$\frac{A\text{工事の} \log_{10}(\text{契約金額} \div 100,000) \times \text{成績} + B\text{工事の} \log_{10}(\text{契約金額} \div 100,000) \times \text{成績}}{A\text{工事の} \log_{10}(\text{契約金額} \div 100,000) + B\text{工事の} \log_{10}(\text{契約金額} \div 100,000)}$$

(2) 年間平均施工額及び1件最高施工額による評価の廃止

項目	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
年間平均施工額による評価	0点～69点 （25段階）	（廃止）
1件最高施工額による評価	0点～138点 （25段階）	7年度格付 0点～138点（25段階） ※7年度は現行どおり 8年度格付 0点～<u>114</u>点（<u>21</u>段階） 9年度格付 0点～<u>102</u>点（<u>19</u>段階） 10年度格付 0点～<u>90</u>点（<u>17</u>段階） 11年度格付 0点～<u>78</u>点（<u>15</u>段階） 12年度格付 0点～<u>66</u>点（<u>13</u>段階） 13年度格付 0点～<u>48</u>点（<u>10</u>段階） 14年度格付 <u>廃止</u>

2 土木一式工事及び舗装工事における建設機械の保有状況による評価の導入

災害に強いまちづくりを一層推進するため、令和7年度格付（6年秋申請分）から、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に当局評価事項でも更に評価します。

項目	現行	令和7年度格付（6年秋申請分）から
経営事項での評価	経営事項審査で評価	経営事項審査で評価
当局評価事項での評価	（なし）	<u>経営事項審査上の台数を評価</u> <u>1台 …… 3点</u> <u>2台以上…… 5点</u>

3 土木一式工事の一部等級における細分化の見直し

受注機会の確保の観点から、現在実施している一部等級（C～Eランク）における細分化について、令和7年度から統合（細分化の廃止）を行います。

現行		令和7年度から	
等級	予定価格の範囲	等級	予定価格の範囲
C 1	4,500万円以上6,000万円未満	C	3,000万円以上6,000万円未満
C 2	3,000万円以上4,500万円未満		
D 1	2,000万円以上3,000万円未満	D	1,000万円以上3,000万円未満
D 2	1,000万円以上2,000万円未満		
E 1	500万円以上1,000万円未満	E	1,000万円未満
E 2	500万円未満		